

第7回北区基本構想審議会 部会3「創出」次第

令和4年11月4日(金) 14時

北区役所第二委員会室

1 開会

2 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

●防災・防犯

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

●環境共生・環境保全・資源循環

基本目標3 持続可能な環境共創都市の実現

3 その他

4 閉会

■政策の方向性

災害時においても都市機能を維持し、区民の命を守る災害に強い都市基盤の整備などを推進するとともに、地域と一体となった災害から身を守る取組みを強化し、地域の防災力を向上します。

また、犯罪を起こさせない安心して暮らすことができるまちをめざし、防犯環境の整備や防犯意識の向上を図り、防犯対策を強化します。

■施策一覧

施策（１）災害に強い強靱なまちづくりに向けた対策の推進

【施策の方向】

- ① 都市の防災機能の強化
- ② 連携・協働による治水対策等の推進

施策（２）人命の確保と重要な機能を維持するための備え

【施策の方向】

- ① 自らの身を守り、地域で助けあう行動のための取組み
- ② 災害対応力向上のための体制整備

施策（３）だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくり

【施策の方向】

- ① 防犯意識の向上
- ② 犯罪を未然に防ぐ取組みの充実

施策（1）災害に強い強靱なまちづくりに向けた対策の推進

■めざす姿

大規模な自然災害が発生した場合でも、区民の生命や大切な財産が守られるとともに、交通やインフラの遮断に備え、迅速な都市機能の回復が実現できる、強さとしなやかさをもったまちの基盤が形成されています。

■現状と課題

- 地震時における火災の延焼リスクが高い、木造住宅密集地域の解消を図るとともに、避難路の確保や消防活動困難区域の解消等、延焼遮断帯の形成に資する道路・公園等の整備を進めています。また、建築物の倒壊などにより、通行障害等が生じないよう、建築物の耐震化に向け、建替え等の支援をしています。
- 区内には土砂災害警戒区域が95区域、土砂災害特別警戒区域が71区域指定されており、気候変動による降水量等の増加や首都直下地震発生のリスクを踏まえ、土砂災害に備える必要があります。
- 甚大化する風水害や切迫する大規模地震への対策など、取組みを加速化し、深化するとともに、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施し、北区の地域特性を踏まえた体制の整備・充実を図っていく必要があります。
- 豪雨等、水災害の激甚化・頻発化に対応するため、区では既存の公共施設への雨水流出抑制施設の設置を計画的に実施していますが、「流域治水」対策においては、国、流域自治体、企業・地域住民等あらゆる関係者が協働して取り組むことが必要です。
- 国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整備においては、水害への対応力を高めるため、低地部から高台への避難ルートの確保など、まちづくりと連動した取組みの推進が必要です。

(参考)



【出典】 北区都市計画マスタープラン2020（令和2年度）

■施策の方向

① 都市の防災機能の強化

- ・「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に向け、避難路の確保とともに延焼遮断帯の形成、建築物の耐震化・不燃化等のさらなる推進により、強さとしなやかさをもったまちの基盤形成を図ります。
- ・土砂災害から身を守り、安全を確保するため、土砂災害（特別）警戒区域や、土砂災害に関わる避難所、避難経路などの周知を図るとともに、危険性のあるがけ・擁壁の所有者等に安全性向上に向けた意識啓発や安全対策への取組みを支援します。

② 連携・協働による治水対策等の推進

- ・国、流域自治体、企業・地域住民等あらゆる関係者との協働により、「流域治水」対策への取組みを推進します。
- ・浸水被害の防止や軽減に向けた取組みの指導や支援を図ります。

施策（2）人命の確保と重要な機能を維持するための備え

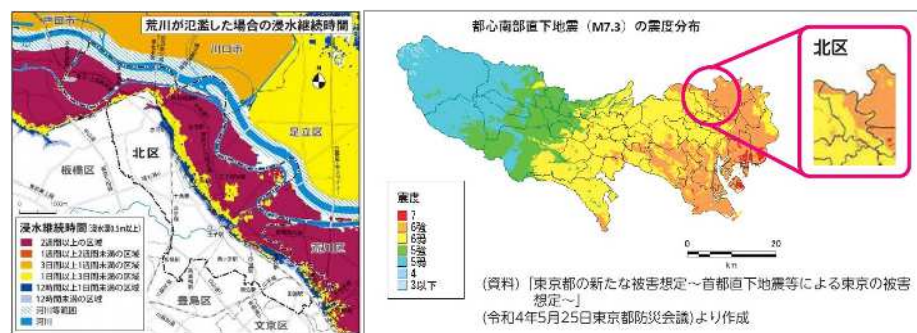
■めざす姿

自ら身を守る行動を図るとともに、互いに助けあうことができる、地域にかかわる人と行政が一体となった防災力が高いまちになっています。

■現状と課題

- 地球規模の気候変動などにより、各地で豪雨や強風などの自然災害が激甚化・頻発化しています。また、首都直下地震の切迫性も高まっている中で、大規模自然災害による被害を最小限にするには、地域住民による自助・共助の取組みが重要となりますが、自主防災組織の高齢化等により、地域の防災・減災を担う人材が減少しています。
- 「誰ひとり取り残されない避難」をめざすため、自力での避難が困難な避難行動要支援者を確実に避難させるための体制の構築や、外国人などへの情報伝達手段の取組みを推進する必要があります。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、多数の避難者が発生し、避難行動や避難先に関する課題が顕在化しました。災害発生時の安全な避難先の確保、感染症やプライバシー確保のための対応、食料・衛生用品等の備蓄物資の適切な見直しと管理・供給が求められています。
- 災害時における防災体制や救援物資を確保するとともに、他自治体や民間事業者との連携を強化するなど、平時から災害に強い体制を構築する必要があります。

（参考）



■施策の方向

① 自らの身を守り、地域で助けあう行動のための取組み

- ・災害から自らの身を守るための意識啓発や、災害時に地域に即した避難行動を図るための取組みを進めるとともに、自力での避難が困難な人を地域で助けあえる地域防災力を高める取組みを支援します。

② 災害対応力向上のための体制整備

- ・災害が起きる前の適時適切な情報発信や、災害の種類に応じた避難先の確保を図るとともに、安心した避難生活のため、避難所の衛生環境の向上に向けた災害用備蓄物資の管理・供給体制の強化を図ります。
- ・災害発生時においても、区の業務を継続するための体制の確保を図るとともに、他自治体及び関係機関、民間事業者等との連携による災害時協力体制、帰宅困難者対策の強化を通じて、災害対応能力の向上を図ります。

施策（3）だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくり

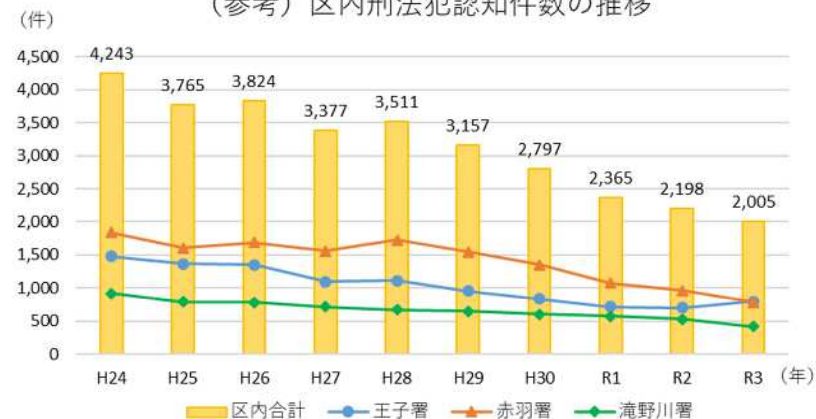
■めざす姿

地域全体で犯罪を未然に防ぐ意識が高まるとともに、自主的な防犯活動が活性化され、犯罪が起これにくい安全・安心なまちになっています。

■現状と課題

- 区内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、区民や関係団体、事業者などと区が一体となって地域全体の防犯力を高め、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めていく必要があります。
- 子ども自身が犯罪から自分の身を守るための知識等を習得するとともに、地域における子どもの見守り活動の充実を図る必要があります。
- 発生件数が高止まりしている特殊詐欺や、高齢者を狙った悪質な犯罪が発生しており、特別区の中でも高齢単身世帯の割合が高い北区においては、犯罪から高齢者を守るための取組みを、より一層推進していく必要があります。
- 区内の一部の繁華街では、悪質な客引き行為等が散見され、通行の妨げや案内店での料金トラブルなど、区民や来街者の安全で安心な生活への影響が懸念されています。
- 電子商取引の拡大や SNS の普及等により、消費者問題の多様化・複雑化が進んでいます。さらには、成年年齢の引下げを受け、消費者被害防止のための取組みの充実が求められています。

（参考）区内刑法犯認知件数の推移



※警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」より作成

■施策の方向

① 防犯意識の向上

- ・防犯に関する情報をあらゆる手段を活用して広く発信するとともに、さまざまな機会を通じて、区民一人ひとりの防犯に関する知識を深め、「自分のことは自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る」といった防犯意識の醸成を図ります。

② 犯罪を未然に防ぐ取組みの充実

- ・地域における犯罪を未然に防ぎ、体感治安（感覚的・主観的に感じる治安の情勢）の向上を図るため、防犯設備の整備や、防犯パトロール活動などの取組みへの支援を通じて、犯罪が起これにくいまちづくりを推進します。
- ・区民や来街者の快適で平穏な生活を保持するため、区内全域の公共の場所における客引き行為等を防止し、特定の地区において重点的な防止活動に取り組みます。
- ・区民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、主体的かつ合理的な消費行動を促すための消費者教育や、消費生活相談体制の充実を図ります。

■政策の方向性

環境負荷の少ない社会への転換を推し進め、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現に努めます。

また、将来にわたって区の豊かな自然を保全するとともに、衛生的で美しいまちを維持し、快適な生活環境の確保を図ります。

■施策一覧

施策（１）脱炭素社会の推進

【施策の方向】

- ① 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまちづくり
- ② 環境に配慮した行動の促進
- ③ 北区役所におけるゼロカーボンをめざした取組み

施策（２）持続可能な資源循環型社会の推進

【施策の方向】

- ① ごみの減量化の推進
- ② 資源の有効利用の推進
- ③ ごみの適正処理の推進

施策（３）自然を守り育てるまちの形成

【施策の方向】

- ① 自然環境の保全
- ② 自然環境の創出
- ③ 自然とのふれあいを広げる仕組みづくり

施策（４）快適な生活環境の確保

【施策の方向】

- ① 生活環境の保全
- ② 地域美化活動の促進
- ③ 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

施策（1）脱炭素社会の推進

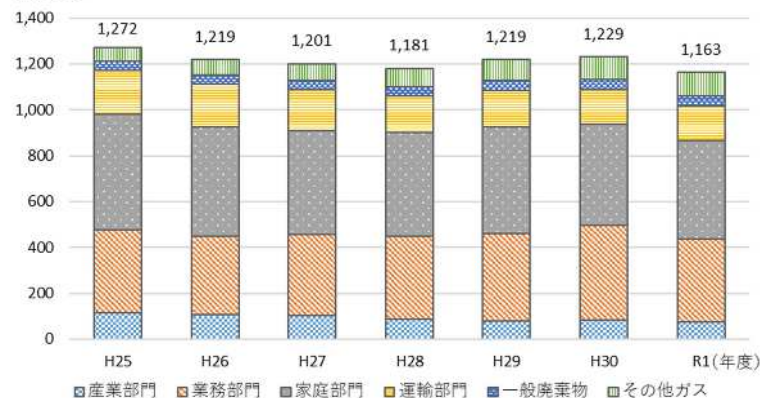
■めざす姿

人々の環境配慮への意識が高まり、環境負荷の少ない生活や企業活動が実践され、脱炭素社会の実現に向けて大きく前進しています。

■現状と課題

- 令和3年度に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和32（2050）年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざしています。宣言の実現に向け、区民・地域・事業者と一体となって、脱炭素社会の実現のための取組みを進める必要があります。
- 区内の年間温室効果ガス排出量について、令和12（2030）年度までに基準となる平成25（2013）年度比で50%削減することを目標としています。令和元年度時点では約8.6%の削減にとどまっています。エネルギー消費量についても同様に、18%の削減を目標としています。約6.1%の削減にとどまっています。
- 地球温暖化が進行すると、気候変動による自然災害や健康被害など、さまざまな影響が生じると考えられています。地球温暖化対策として、温室効果ガス排出を削減する「緩和策」を行うとともに、気候変動による影響に備える「適応策」を進める必要があります。
- 北区全体の温室効果ガス排出量の約7割を家庭部門と業務その他部門が占めており、家庭や事業所においては、エネルギーの効率的な利用をはじめとした脱炭素型のライフ・ワークスタイルへの転換を、これまで以上に進めていくことが必要です。
- 北区役所は、区内における大規模事業者として、事務事業におけるさらなる環境配慮や効率化など、区内事業者の模範となるよう、率先して環境に配慮した経営に努めていく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、区民・事業者・民間団体等あらゆる主体同士のパートナーシップや、国や東京都、他自治体と連携・協力した広域的な取組みが不可欠です。

（参考）北区における年間温室効果ガス排出量の推移
（千t-CO₂）



※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料より作成

■施策の方向

① 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまちづくり

- 区民や事業者による省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの利用を促進するための取組みを行います。また、地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築や、エネルギーの面的利用の推進など、地域全体でエネルギーの効率化を図る取組みを推進します。
- 温室効果ガス排出を削減する「緩和策」とあわせて、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避、軽減する「適応策」に取り組みます。
- 広域的な連携による木材活用や森林整備を通じて、二酸化炭素吸収量の増加に貢献していきます。

② 環境に配慮した行動の促進

- 省エネやエシカル消費など、環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、適切な情報発信を行うとともに、環境に配慮した行動に対する支援を行います。
- 環境マネジメントシステムの認証取得のための支援を行うほか、省エネなどに取り組む事業者や、環境に配慮した商品やサービスを提供・開発する事業者などを支援する仕組みづくりを行います。

③ 北区役所におけるゼロカーボンをめざした取組み

- 区の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、公共施設の省エネルギー化を図ります。
- 公共施設における再生可能エネルギー由来電力の計画的な導入を進めるとともに、友好都市等からの再生可能エネルギー由来電力の調達を検討します。

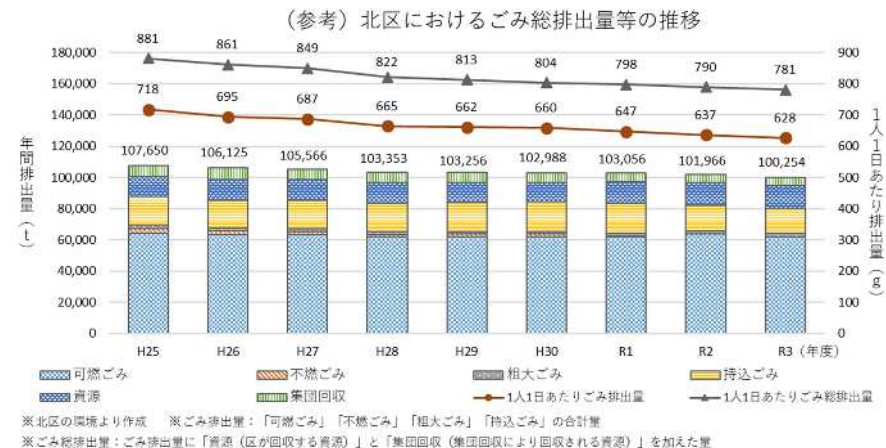
施策（２）持続可能な資源循環型社会の推進

■めざす姿

だれもが主体的に、ごみの減量化や資源の有効利用を進めることで、循環型社会が形成されています。

■現状と課題

- コロナ禍における生活スタイルの転換や事業活動の変革による、ごみの量・組成の変化を踏まえて、ごみの減量化に効果的な事業を展開していく必要があります。
- 地球温暖化の進行にブレーキをかけるため、高い効果が期待できる2R（リデュース・リユース）の推進が求められています。また、従来の3Rの取組みに加えて、サーキュラーエコノミー※やシェアリングエコノミーなどの考え方が、少しずつ広がりを見せています。
- プラスチック資源循環法施行の機を捉え、プラスチックの資源化を進めていますが、排出されるごみの中には資源として利用できるものも混入しています。引き続き分別の徹底を周知・啓発するとともに、技術革新を踏まえて資源化を行う品目の拡大を検討していく必要があります。
- ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手確保が難しくなっています。関心を喚起するだけでなく、各主体の行動変容につなげていく働きかけが求められています。
- 高齢単身世帯の増加等を背景に、集積所へのごみ出しが困難な世帯への支援の充実が求められています。地域の実情に応じたより良い収集の方法について検討を進める必要があります。
- ルールを守らない排出は、収集や処理の作業員を危険にさらすだけでなく、ごみの処理場等における事故の誘発につながることから、不適正な排出を減らすための取組みを進めていく必要があります。
- リサイクル清掃事業はライフラインのひとつとして、安定的かつ効率的な事業の継続性が求められています。膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制や、都市型の水害や感染症の流行等にも対応できる事業継続可能な体制を構築する必要があります。



■施策の方向

① ごみの減量化の推進

- ・区民や事業者の主体的なごみの発生抑制への取組みを促進するため、地域と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。また、食品ロスの削減を図りながら必要な方に食品を提供する、フードドライブ等の取組みを推進していきます。

② 資源の有効利用の推進

- ・ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について、必要な情報を分かりやすく区民や事業者へ提供し、使用済みプラスチック製品を含めた分別排出の徹底を図ります。
- ・不用となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、集団回収活動への支援等を通じて、だれもが参加しやすい資源循環の輪をつなげていきます。

③ ごみの適正処理の推進

- ・高齢単身世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応していくとともに、環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬業務を実施していきます。
- ・東京二十三区清掃一部事務組合や事業者との連携により、安定的なごみの処理と確実な資源化を推進するほか、有害性や危険性のある廃棄物の適正処理に向けて、啓発・指導を行います。
- ・国や東京都、23区の災害廃棄物処理体制と連携し、ライフラインとしての事業継続性を重視しながら、実効性の高い処理体制を構築します。

※サーキュラーエコノミー：製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小限化する経済活動のこと

施策（3）自然を守り育てるまちの形成

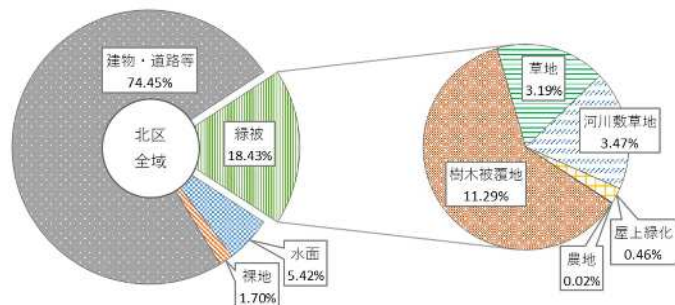
■めざす姿

北区の豊かな自然が保たれ、子どもから大人まで水と緑を身近に感じることができる環境が形成されています。

■現状と課題

- わたしたちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。また、生きものの生息地（ハビタット）となっている崖地樹林、崖線の湧水や河川敷、雑木林等の既存緑地を将来にわたって保全していくことが必要です。
- 緑や水辺などの自然環境は、生活にうるおいをもたらすだけでなく、環境負荷の低減や、ヒートアイランド現象の抑制、防災・減災に資するなど、さまざまな機能を有しています。自然環境のグリーンインフラとしての多面的価値を区民が享受できるよう、まちなかの緑化や、公園・緑地等のオープンスペースの確保を推進していく必要があります。
- 樹木や樹林、生垣の保護指定、緑化計画書の認定による緑化の推進など、まちなかの緑の保全・創出を進めていますが、生垣造成や屋上緑化などによる民有地の緑化を支援する各種助成制度の申請件数は伸び悩んでいます。
- 条例により、一定の敷地面積未満の建築物は緑化計画書提出の必要がないため、小規模敷地の建築物は緑化に乏しい場合があります。今後、小規模敷地の緑化を推進する方法を検討していく必要があります。
- 将来の担い手となる子どもたちが環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、幼少期からの環境教育を充実することが重要です。環境学習講座などの受講生には小学生までの世代と高齢者が多く、環境学習の担い手育成のためには、中高生などの中間層の取り込みが課題となっています。
- ボランティアによるまちの花壇管理等といった、協働による地域の緑づくりを促進していますが、会員の高齢化などにより、活動が困難になってきている団体があります。

（参考）北区全域における緑被の割合



※平成30年度 北区緑の実態調査報告書より作成

■施策の方向

① 自然環境の保全

- ・ 樹木や樹林等の地域の緑や、河川・湧水地等の身近な水辺の維持に取り組むなど、区民や事業者とともに、良好な自然環境の保全活動を推進していきます。
- ・ 生きものの生息地となっている自然環境を保全し、エコロジカル・ネットワーク※の形成を図ります。

② 自然環境の創出

- ・ 周辺の自然環境に配慮した公園・緑地等の整備や緑化への取組みを通じて、公共の場所における緑を確保し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場を創出していきます。
- ・ 区民の生活に豊かさやうるおいを与える自然豊かなまちなみの形成を図るため、民有地の緑化を促進するための啓発や支援を実施します。

③ 自然とのふれあいを広げる仕組みづくり

- ・ 年齢に関わらず、楽しみながら継続して学ぶことのできる環境学習機会の拡充に取り組みます。また、地域で活躍する環境活動・環境教育の担い手の育成に加えて、その担い手が活躍する多様な場や機会の創出に取り組みます。
- ・ 区民や事業者、地域団体等、さまざまな主体による自主的な緑化・環境啓発活動を一層促進し、地域における緑に関する活動の拡大を図ります。

※エコロジカル・ネットワーク：野生生物が生息・生育するさまざまな空間がつながる生態系のネットワークのこと

施策（４）快適な生活環境の確保

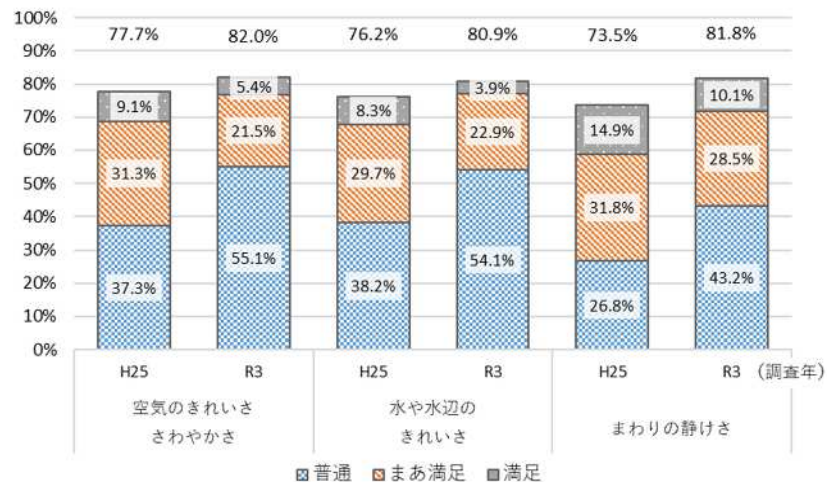
■めざす姿

公害の防止及び身近な生活環境の保全に取り組み、だれもが衛生的で快適な生活を送っています。

■現状と課題

- 建物の解体等工事が今後増加していくことが予想されており、法令等に基づいた適切かつ迅速な監視・指導の実施が求められています。
- 近年、工場や指定作業場の操業に伴う公害苦情の件数は減少傾向にありますが、住民間の相隣苦情や建設現場等から発生する騒音・振動に係る苦情が増加傾向にあります。
- 清潔で快適なまちを維持するためには、区民一人ひとりの地域美化に関する意識の向上が必要です。
- いわゆる「ごみ屋敷」については、居住者等が抱える生活上の課題が、管理不全な状態を招く背景になっていることが多く、健康面、経済面の問題から生活改善が困難なケースや、生活改善がなされても再発するケースがあります。対応にあたっては、居住者等が抱えるさまざまな課題に対する包括的な支援を行う必要があります。
- 東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け、受動喫煙対策に関わる実効性のある取組みの実施が求められています。また、原則屋内禁煙となったことから、屋外における喫煙者が増加しており、ポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙についての苦情・相談が増加傾向にあります。

（参考）北区に関する満足度調査結果



※北区に関する意識・意向調査報告書より作成

■施策の方向

① 生活環境の保全

- ・ 区民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気・水質・道路騒音など、化学物質をはじめとする環境状態の監視・測定を継続的に実施するとともに、国や東京都との連携のもと、事業所等への指導の徹底と正しい知識の普及に取り組みます。

② 地域美化活動の促進

- ・ 一人ひとりの地域美化意識を高め、ごみの少ないきれいなまちを実現するため、地域との協働によるまちの美化の取組みを推進します。
- ・ 関連機関と連携した包括的支援体制を構築し、「ごみ屋敷」の居住者に寄り添った福祉的支援による対策を推進します。また、物品の撤去後も、再度「ごみ屋敷」に戻ることがないよう、地域等による見守り支援を継続するなど、改善・防止策を講じていきます。

③ 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

- ・ 喫煙マナーの向上に関する啓発を行うとともに、指定喫煙場所の環境改善や路上喫煙禁止地区の指定、公衆喫煙所の設置等により、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備していきます。